

第 2 回船舶 WG における論点

1) 事前調査者の資格要件について

(既存の制度の活用について)

- ・船舶に含有される有害物（石綿を含む）の調査については、現在、シップリサイクル条約において、総トン数 500t 以上の船舶について、船舶に含有される有害物質の量や所在を記述した「有害物質一覧表」（以下「インベントリ」という。）を作成・維持し、解撤時に船舶リサイクル施設に引き渡すこととされており、国土交通省において、作成されたインベントリを確認し、適切なものについては適合証を交付する仕組みが設けられている。
- ・このため、500t 以上の船舶であって、国土交通省が交付した「インベントリ適合証」を有する船舶については、当該インベントリの作成をもって事前調査が行われているものとみなすことができるのではないか。
- ・また、この場合は、船舶の解体・改修を行う事業者は、石綿則第 3 条に基づく事前調査については、当該インベントリを入手し、確認することで同条の義務を履行したものとみなす（一定の知識等を有する者による改めでの事前調査は不要とする）こととしてはどうか。

(新たな資格制度の検討について)

- ・一方、総トン数 500t 未満の船舶については、船舶に含有される有害物質を調査する既存の仕組みはないため、建築物に係る事前調査と同様に、一定の知識等を有する者による調査が必要なのではないか。
- ・この場合、石綿に関わる船舶の調査に必要な知識等としては、どのような内容が考えられるか。例えば、インベントリの作成に携わっている専門家に必要とされている知識等（石綿に関わるものに限る）や、その育成のための研修・教育等の仕組みが参考になるのではないか。

2) 簡易届出制度の対象について

(届出対象とする作業の範囲)

- ・船舶については、建築物と同様に一部に石綿が使用されている可能性が高いと考えられる一方で、石綿の使用部位の特定が困難な建築物と異なり、石綿が使われている可能性の高い部位が船舶の構造のうち一部に特定されているといえるか。
- ・仮に特定されているといえる場合、簡易届出の対象については、石綿が使用されている可能性の高い部位に係る作業を対象とすることとしてはどうか。

(定期修理の取扱い)

- ・船舶については、建築物とは異なり、一定の期間ごとに定期修理が行われているが、平成 18 年 9 月に石綿の製造使用等が禁止された以降に国内で製造され、かつ海外での修繕等の可能性がない内航船については、石綿が使用されていないことが明らかである一方で、定期修理の度に建造年月日の届出を求める（建築物に係る整理では、平成 18 年 9 月以降に新築された建築物の解体・改修については、事前調査結果として着工年月日を届出させることとされた）のは、合理的か。
- ・こうした内航船については、制度改正後の初回の定期修理時に建造年月日の届出を求め、その後の定期修理時は届出不要と整理してはどうか。

3) 事前調査の対象について

- ・建築物については、石綿が使用されていないことが明らかなものであって、その切断等・除去・取り外し時に建築物を損傷させるおそれのない作業は、建築物の解体・改修作業には当たらないものとして、事前調査の対象にしないという議論が行われているが、船舶についても、同様のことが考えられるか。
- ・例えば、平成 18 年 9 月より前に建造された船舶や、海外で建造された船舶であっても、法令等に基づく定期検査に向けた修理・修繕により、すでに石綿が使用されていないことが制度的に担保されているような部位があり、当該部位を、船舶を損傷させることなく修理等を行うような作業が想定されるか。